

日立市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日立市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 5 日提出

日立市長 小 川 春 樹

(提案説明)

茨城県からの権限移譲に伴い、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく中間検査に係る申請手数料の額を定めるため、本条例を制定するものであります。

日立市手数料条例の一部を改正する条例

日立市手数料条例（昭和46年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表5その他の表第17項第1号中「第35条」を「第30条」に改め、同表第18項中「第36条」を「第31条」に、「第35条」を「第30条」に改め、同表中第22項を第23項とし、第21項を第22項とし、第20項を第21項とし、第19項の次に次の1項を加える。

20 開発行為許可を受けたことにより、 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく 許可を受けたものとみなされた宅地造成 又は特定盛土等に関する工事中間検査申 請手数料		
(1) 盛土又は切土をする土地の面積が 0.3ヘクタール以内のもの	1件	2,700
(2) 盛土又は切土をする土地の面積が 0.3ヘクタールを超え2ヘクタール 以内のもの	1件	5,400
(3) 盛土又は切土をする土地の面積が 2ヘクタールを超え4ヘクタール以内 のもの	1件	10,800
(4) 盛土又は切土をする土地の面積が 4ヘクタールを超え7ヘクタール以内 のもの	1件	21,600

(5) 盛土又は切土をする土地の面積が 7ヘクタールを超え10ヘクタール以 内のもの	1件	37,800
(6) 盛土又は切土をする土地の面積が 10ヘクタールを超えるもの	1件	54,000

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

参 考

改 正 要 旨

- 1 開発行為許可を受けたことにより、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可を受けたものとみなされた宅地造成及び特定盛土等に関する工事中間検査申請手数料の額を次のとおり定めることとした。

盛土又は切土をする土地の面積 (ha)	申請手数料 (円)
～ 0.3 以内	2,700
0.3 超 ～ 2.0 以内	5,400
2.0 超 ～ 4.0 以内	10,800
4.0 超 ～ 7.0 以内	21,600
7.0 超 ～ 10.0 以内	37,800
10.0 超 ～	54,000